

2018年度産業カウンセラー試験受験資格判定の申請受付について

頭書の件についてご案内いたします。下記をご参照の上、申請ください。「学士」の受験資格判定の申請受付は2018年度をもって終了いたします。経過措置の申請を行い、受験資格判定を希望の方は2018年10月12日（消印分）までに必ずお送りください。受験資格判定に関することはウェブサイトでご確認ください。

「2018年度産業カウンセラー試験「学士」受験資格について」

<http://www.counselor.or.jp/examination/tabid/115/Default.aspx>

◆受験資格判定の申請について

下記必要書類①～⑤を送付先までお送りください

【受付期間】2018年2月13日（火）～10月12日（金）（消印分）

【必要書類】

申請に際しては、必要書類①～⑤がすべて揃っていることを確認してください

① 2017・2018年度 産業カウンセラー試験 受験資格判定希望申請書（※1）の写し

（※1）協会に提出し、受付番号が記入され、返送されたもの

氏名や住所等に変更がある場合、申請書に赤字で上書きしてください

紛失または再審査等により、お手元がない場合は、試験部までメールにてご連絡ください。

gkouza@counselor.or.jp

② 卒業証明書（原本）

※卒業見込みでの申請はできません

③ 単位取得証明書または成績証明書（原本）

※受験資格に該当する科目群（A群～G群）につきましては、別紙をご参照ください

※審査を希望する科目名に下線またはマーカーをすること（原本に直接記入のこと）

※厳封されている場合は、開封して下線またはマーカーをすること

④ 審査を希望する科目の内容がわかるもの（シラバス等）（コピー可）

※単位取得年度のもののみを審査対象とする。異なる年度のものは審査の対象となりません

※審査を申請する科目は、各自でご判断ください。申請する科目に関するご相談等には応じておりません。

※A群～G群（※2 下記参照）のすべての科目群の申請が必要ということではありません。

また、10科目20単位の申請しか受け付けられないということではありません。

⑤ 返信用封筒（定形封筒＝長3サイズ、自身の住所氏名を記入のうえ、82円切手を貼付）

【送付先】

〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-17 御成門センタービル 6 階

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 試験部 受験資格審査 係

(※郵送のみ受付いたします。メールやFAX、受付期間外のものを受理致しません)

◆受験までの流れ

受験資格判定の申請 2018年2月13日(火)～10月12日(金)消印分

※申請は卒業後より受け付けます。卒業見込みでは受け付ませんのでご注意ください。



受験資格判定結果通知書により、受験資格の有無をお知らせします

※申請書類の到着から「受験資格判定結果通知書」の発送までに1ヵ月程度要します

※判定の結果、受験資格に該当しない場合もありますので、あらかじめご了承ください



受験要領の請求方法は2018年9月頃からウェブサイトにてご案内予定です

※ご自身で受験要領を入手し、受験の申込みをしてください



学科試験 2019年1月20日(日)

実技試験 2019年1月26日(土)・27日(日)のうち、指定された日 (※日時の指定はできません)

【以下をご了承の上、申請してください】

- * 受験資格の有無は書面でお知らせいたします。お電話やメールなどでの問い合わせにはお答えできません
- * 受験資格判定の結果のいかんに関わらず、結果についてのお問い合わせには応じられません。
- * 提出された書類は返却いたしません
- * 書類不足・記入もれがないようご注意ください。その際のご連絡につきましては、上記⑤の封筒を使用させていただきます

【審査を希望する科目について】

- * 別紙A群～G群すべての科目の申請が必要ということではありません。また、10科目20単位の申請しか受け付けないということではありません。審査の結果、協会の定める科目群(次ページ参照)について、必要科目数と単位数(10科目以上20単位以上)を満たしていれば、受験資格として認められます。

【履修科目を合算して申請する方の提出書類について】

- * 学士の方で、大学卒業後、他大学での履修科目を合わせて申請する場合、以下をご用意下さい
 - ①A大学「卒業証明書」
 - ②A大学「単位取得証明書(成績証明書)」
 - ③B大学「単位取得証明書(成績証明書)」

以上

「学士」による産業カウンセラー試験受験資格について

一般社団法人日本産業カウンセラー協会
試 験 部

「学士」受験資格の廃止に伴う“経過措置の受験資格”の内容は、下記のとおりです。

産業カウンセラー試験規程 附則

(受験資格に関する経過措置)

第3条 第3条2号の受験資格について、2017年度及び2018年度の試験について経過措置を設ける。経過措置による受験資格は、4年生大学学部において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、人間関係学のいずれかの名称を冠する学部又は専攻(課程)の卒業生であって、第4号に定めるA群からG群までの科目において、1科目を2単位以内として10科目以上、20単位以上を取得した者。ただし、D群からG群に科目による取得単位は6単位以内とする。この改正規程は、2016年3月27日に改正し、2016年4月1日から施行する。

科目群は下記のとおりです。

産業カウンセラー試験規程 第3条4号

(4) 科目群は以下のとおりとする。

- A群：産業カウンセリング、カウンセリング、臨床心理学、心理療法各論(精神分析・行動療法など)などの科目群
- B群：カウンセリング演習、カウンセリング実習などの科目群
- C群：人格心理学、心理アセスメント法などの科目群
- D群：キャリア・カウンセリング、キャリア概論などの科目群
- E群：産業心理学、産業・組織心理学、グループダイナミックス、人間関係論などの科目群
- F群：労働法令の科目群
- G群：精神医学、精神保健、精神衛生、心身医学、ストレス学、職場のメンタルヘルスなどの科目

【審査を希望する科目について】

上記A群～G群すべての科目の申請が必要ということではありません。

審査において10科目20単位までの申請しか受け付けないということではありません。

審査の結果、科目群について、必要科目数と単位数(10科目以上20単位以上)を満たしていれば、受験資格として認められます。